

**主任介護支援専門員向け
介護支援専門員証更新と主任資格更新のための研修フローチャート**
(令和2年1月 兵庫県)

平成28年度から主任資格に5年間の更新制が導入されました。

- 主任資格は、下記有効期限内に「主任更新研修」を修了することで更新でき、同時に介護支援専門員証の更新のための研修は免除されます。主任研修では免除されません。
なお、専門員証の更新または置換交付は、別途手続きが必要です。手続きを怠り、専門員証の有効期間が切れると同時に主任資格も失効します。(主任の資格は、主任更新研修修了をもって更新が成立します。)
- 経過措置対象者は、主任更新研修修了により専門員証の有効期間を主任の有効期間に置き換え、専門員証と主任資格を同一の有効期間とすることも可能です。

主任資格の有効期限

主任研修修了年度	主任資格の有効期限	摘要
平成23年度以前	平成31年3月31日	経過措置
平成24～26年度	令和2年3月31日	経過措置
平成27年度以降	主任介護支援専門員研修修了日から5年後	経過措置対象外

専門員証や主任資格の有効期間や、更新のための研修受講履歴、今後の受講計画等については、ご自身でしっかり管理・検討をお願いします。

兵庫県からの
お願いです



2回目以降の主任更新の有効期限
主任介護支援専門員更新研修修了書記載の有効期間

